

家庭裁判所調査官事務の査閲等について

平成18年3月28日家三第000195号高等裁判所長官，
家庭裁判所長あて家庭局長通達

高等裁判所及び家庭裁判所の本庁における家庭裁判所調査官事務（調査事務に関する家庭裁判所調査官補の補助事務を含む。以下同じ。）の査閲並びに高等裁判所及び家庭裁判所の支部における家庭裁判所調査官事務の査察（以下「査閲等」という。）について，別紙のとおり査閲等実施要領を定めましたので，これによって実施してください。

(別紙)

査閲等実施要領

1 目的

査閲等は、家庭裁判所調査官事務の実情を把握し、事務の改善を図り、適正かつ迅速な事務の運用に資することを目的とする。

2 査閲等事務担当者等

(1) 査閲等の事務は、次に掲げる職員（以下「査閲等事務担当者」という。）が行う。

ア 高等裁判所においては、上席の家庭裁判所調査官

イ 家庭裁判所においては、首席家庭裁判所調査官

(2) 査閲等事務担当者は、査閲等の事務を行うことに差し支えがある場合には、次に掲げる職員（以下「査閲等事務代理者」という。）にこれを行わせることができる。

ア 高等裁判所においては、平成7年7月14日付け最高裁家三第237号事務総長依命通達「首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について」記第5の1の(2)の定めにより上席の家庭裁判所調査官を補佐させる者としてあらかじめ指定された家庭裁判所調査官

イ 家庭裁判所においては、次席家庭裁判所調査官

(3) 家庭裁判所においては、査閲等事務担当者及び査閲等事務代理者は、査閲等の事務を行うに当たって、相当と認める者に補助させることができる。

3 査閲等の対象事項

査閲等は、別表に掲げる事項を含む家庭裁判所調査官事務の全般を対象として行い、特に調査事務における専門的知識及び技法の活用に関する事項等各庁が個別に必要と認める事項に重点を置いて行う。

4 査閲等の方法等

(1) 査閲等は、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補（以下「家庭裁判所調査官等」という。）が作成し、又は取り扱う記録、調査に関する書類及び帳簿諸票の点検、家庭裁判所調査官等との面談及び意見交換その他適当と認める方法により行う。ただし、高等裁判所においては、その実情に応じて家庭裁判所調査官との面談及び意見交換を省略することができる。

(2) 査閲等事務担当者及び査閲等事務代理者は、裁判官及び事務局長、首席書記官等の幹部職員との意見交換を行い、特に調査事務における専門的知識及び技法の活用に関する事項並びに裁判官、裁判所書記官等との連携及び協働に関する事項につき、その状況を把握し、改善を要する点を発見し、その原因の究明に努める。

5 実施時期

毎年4月1日から12月28日までの間に実施する。

6 結果報告

(1) 査閲等事務担当者は、査閲等の結果を、本庁又は支部ごとに、速やかに所属する裁判所に報告する。

なお、査閲等事務代理者に査閲等の事務を行わせた場合は、その報告に基づき報告する。

(2) 査閲等を実施した裁判所は、(1)の定めによる報告について、意見を付した上、翌年1月31日までに家庭局長あてに報告する。

7 結果の活用

- (1) 査閲等を実施した裁判所は、査閲等の結果について、本庁及び支部の家庭裁判所調査官等に対して、査閲等事務担当者から適宜の方法で周知させ、事務の改善及び適正かつ迅速な運用が行われるようにする。
- (2) 高等裁判所は、当該高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和５７年最高裁判所規則第４号）第１条第４項に規定する調整事務を行う際に、管内の家庭裁判所の査閲等の結果を活用させる。

付 記

この通達は、平成１８年４月１日から実施する。

(別表)

一般執務についての 指導監督の対象事項	1 調査事務の処理の適法性及び能率性に関する事項
	2 記録の授受及び管理に関する事項
	3 帳簿諸票の備付け，保存等に関する事項
	4 服務に関する事項
	5 関係機関との連絡調整に関する事項
	6 家庭裁判所調査官補及び裁判所事務官が行う補助事務に関する事項
	7 他職種（裁判官，裁判所書記官，調停委員，医務室の医師及び看護師並びに事務局の職員）との連携に関する事項
調査事務についての 指導監督の対象事項	1 調査事務の処理計画に関する事項
	2 調査の対象及び範囲に関する事項
	3 調査の方法及び程度に関する事項
	4 調査事務の処理期間に関する事項
	5 調査結果の集約に関する事項
	6 調査報告に関する事項